

役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 喜多会

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 喜多会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給することができる。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 役員等（理事長を除く）が勤務した場合の報酬は、日額7,000円を支給する。

3 役員等（理事長を除く）が会議に出席した場合の報酬は、日額5,000円を支給する。

4 理事長の報酬は、年額240万円とし、その12分の1の額を毎月15日に支給する。

(支 給 日)

第3条 前条第2項の報酬は、毎月15日（支給日が休日の場合は、前日）に支払い、前条第3項の報酬は、当該職務の終了後に支給する。

2 前項の報酬の支給にあたっては、当該役員等の同意を得た場合には、当該者の指定する当該者名義の預金口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償することができる。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

(改 正)

第5条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

この規定は、平成17年 7月25日から施行する。

この規程は、平成18年 9月14日より施行する。（第5回理事会）

この規程は、平成23年 9月 2日より施行する。

この規程は、平成25年3月22日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規定は、平成29年4月1日より施行する。ただし、社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条により、あらかじめ開催される評議員の選任委員会に係る報酬等については、この規定により支給する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。